

評価書（個票）

事務・事業名	預貯金等の払出し等の勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務の代行	担当課 (担当課長)	労働基準局勤労者生活課 (課長 富田 望)	
根拠法令等	○勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）第14条第1項 ○勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）第25条	類型	その他	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 中小企業事業主の勤労者財産形成貯蓄等に係る事務負担を軽減し中小企業の勤労者財産形成貯蓄制度の導入を促進するため、法人である事業主団体であって、一定の基準を満たすものを厚生労働大臣が事務代行団体として指定し、構成員（中小企業）からの委託に基づいて勤労者財産形成貯蓄事務の代行を行うことができるようにしたものである。</p> <p>○事務・事業の内容 勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務として、事務代行団体が行うことができる事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 財形貯蓄契約等の契約締結に係る事務 ② 財形貯蓄契約等の金銭の預入等の払込代行に係る事務 ③ 財形貯蓄契約等の変更、解約、払出し（一部払出しを含む）に係る事務 ④ 財形貯蓄取扱機関に対する事業主又は勤労者の申告、照会、通知（勤労者の異動事項等）に係る事務 ⑤ 財形貯蓄契約等の各種書類（写しを含む）の作成・保存に係る事務 ⑥ 財形貯蓄取扱機関との連絡・調整に係る事務 ⑦ 事業主または勤労者に対する相談・指導に係る事務 ⑧ 上記以外に非課税貯蓄（年金貯蓄・住宅貯蓄）に係る非課税限度額管理、各種申告書・申込書の経由に係る事務 			
事務・事業の目的	勤労者の計画的な財産形成の促進			
関連する政策目標	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること (勤労者生活の充実を図ること)			
関連する業績指標	勤労者財産形成促進制度の利用件数			
指標の目標値等	前年度実績に変動率を乗じた数を上回る			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実績	—			

国からの補助金等	-
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）に基づき、以下の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指定を受けた法人に係る事項をインターネットで公開した。
事務・事業の必要性等・有効性	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務・事業の必要性 中小企業における財形制度の導入状況は大企業に比べて低い状況にあることから、本事務・事業により事業主の負担を軽減し、中小企業事業主の財形制度導入を促すことは、中小企業の勤労者の計画的な資産形成の促進のため必要な措置である。 ● 事務・事業の妥当性 中小企業事業主の勤労者財産形成貯蓄に係る事務負担を軽減することは、少ない事務負担で社内の福利厚生制度の整備を行いたいという事業主のニーズに即しており、中小企業事業主の財形制度導入を促進する上で適当な措置である。 ● 事務・事業の有効性 現在約100団体が指定を受けており、中小企業への財形制度導入に一定の役割を果たしている。
事務・事業の執行体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定等を行う妥当性 勤労者財産形成貯蓄契約等に係る事務は、勤労者財産形成促進法の枠組において事業主が行う事務であり、この事務代行を国が実施することはできない。 また、本来、事業主が行う事務を、制度の加入促進のため一定の要件のもと、他の法人に代行させることができる事務代行団体の指定制度は、法の趣旨に照らして適当である。 ○ 事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> ● 指定等の基準の妥当性 指定基準は勤労者財産形成促進法施行規則第25条において明確に規定しており、その内容も、安定的な運営が可能で、中小企業への財形制度導入促進という目的に沿ったものであるという観点から妥当である。 ● 実施主体としての指定等法人の適格性 現在指定されている法人は、指定基準に合致しており、適切に事務代行が行われている。
評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）	<p>本事務・事業により、中小事業主の勤労者財産形成貯蓄に関する事務負担を軽減することができ、特に中小企業における勤労者の資産形成を促進する上で、一定の効果をあげており、適当な措置といえる。引き続き、本事務・事業を適切に実施していくこととしたい。</p>
備考	

別紙

合計 95 法人

商工会議所（71 法人）

財団法人（5 法人）

社団法人（2 法人）

商工会（17 法人）

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
商工会議所（71 法人）			
小山商工会議所	H10. 7. 2	0285-22-0253	特になし。
紀州有田商工会議所	H10. 7. 2	0737-83-4777	特になし。
青森商工会議所	H10. 7. 23	0177-34-1311	特になし。
山形商工会議所	H10. 7. 23	023-622-4666	特になし。
須坂商工会議所	H10. 7. 23	026-245-0031	特になし。
奈良商工会議所	H10. 10. 4	0742-26-6222	特になし。
阿波池田商工会議所	H10. 10. 4	0883-71-0143	特になし。
宮崎商工会議所	H10. 10. 4	0985-22-2161	特になし。
檜原商工会議所	H10. 12. 25	07442-8-4400	特になし。
廿日市商工会議所	H11. 4. 9	0829-20-0021	特になし。
土浦商工会議所	H11. 5. 14	0298-22-0391	特になし。
射水商工会議所	H11. 5. 14	0766-84-5110	特になし。
坂出商工会議所	H11. 5. 14	0877-46-2701	特になし
大分商工会議所	H11. 5. 14	0975-36-3131	特になし。
延岡商工会議所	H11. 5. 14	0982-33-6666	特になし。
岡山商工会議所	H11. 6. 30	086-232-2255	特になし。
児島商工会議所	H11. 6. 30	086-472-4450	特になし。
備前商工会議所	H11. 6. 30	0869-64-2885	特になし。
大村商工会議所	H11. 6. 30	0957-53-4222	特になし
横手商工会議所	H11. 8. 31	0182-32-1170	特になし。
三次商工会議所	H11. 8. 31	0824-62-3125	特になし。
鳴門商工会議所	H11. 8. 31	0866-85-3748	特になし。
土佐清水商工会議所	H11. 8. 31	08808-2-0279	特になし。
市原商工会議所	H11. 11. 2	0436-22-4305	特になし
伊那商工会議所	H11. 11. 2	0265-72-7000	特になし。
伊予商工会議所	H11. 11. 2	089-982-0334	特になし。
府中商工会議所	H12. 7. 4	0847-45-8200	特になし。

小林商工会議所	H12. 8. 18	0984-23-4121	特になし。
呉商工会議所	H12. 8. 18	0823-21-0151	特になし。
川内商工会議所	H12. 8. 18	0966-22-2267	特になし。
大竹商工会議所	H12. 8. 18	08275-2-3105	特になし。
横須賀商工会議所	H12. 8. 18	0468-23-0400	特になし。
徳島商工会議所	H13. 8. 2	088-653-3211	特になし。
多度津商工会議所	H13. 8. 2	0877-33-4000	特になし。
玉野商工会議所	H13. 8. 2	0863-33-5010	特になし。
竹原商工会議所	H13. 8. 2	0846-22-2424	特になし。
因島商工会議所	H13. 8. 2	08452-2-2211	特になし。
木更津商工会議所	H13. 8. 2	0438-37-8700	特になし。
館山商工会議所	H13. 8. 2	0470-22-8330	特になし。
君津商工会議所	H13. 8. 2	0439-52-2511	特になし。
八幡浜商工会議所	H13. 9. 5	0894-22-3411	特になし。
阿南商工会議所	H14. 3. 14	0884-22-2301	特になし。
津山商工会議所	H14. 3. 14	0868-22-3141	特になし。
善通寺商工会議所	H14. 6. 12	0877-62-1124	特になし。
習志野商工会議所	H14. 6. 12	047-452-6700	特になし。
長浜商工会議所	H14. 6. 12	0749-62-2500	特になし。
貝塚商工会議所	H14. 6. 12	0724-32-1101	特になし。
所沢商工会議所	H14. 6. 12	042-922-2196	特になし。
大洲商工会議所	H14. 6. 12	0893-24-4111	特になし。
倉敷商工会議所	H15. 2. 24	086-424-2111	特になし。
小松島商工会議所	H15. 2. 24	08853-2-3533	特になし。
宇和島商工会議所	H15. 2. 24	0895-22-5555	特になし。
小浜商工会議所	H16. 2. 27	0770-52-1040	特になし。
指宿商工会議所	H16. 2. 27	0993-22-2473	特になし。
新庄商工会議所	H16. 3. 15	0233-22-6855	特になし。
藤岡商工会議所	H16. 3. 26	0274-22-1230	特になし。
御坊商工会議所	H16. 3. 26	0738-22-1008	特になし。
七尾商工会議所	H17. 3. 15	0767-54-8888	特になし。
敦賀商工会議所	H17. 3. 15	0770-22-2611	特になし。
海南商工会議所	H17. 3. 25	073-482-4363	特になし。
西条商工会議所	H17. 3. 25	0897-56-2200	特になし。
士別商工会議所	H17. 3. 25	01652-3-2144	特になし。
霧島商工会議所	H17. 3. 25	0995-45-0313	特になし。
中村商工会議所	H18. 3. 1	0880-34-4333	特になし。

和歌山商工会議所	H18. 3. 20	073-422-1111	特になし
天童商工会議所	H18. 3. 20	023-654-3511	特になし。
高松商工会議所	H18. 3. 20	087-825-3500	特になし。
宇佐商工会議所	H19. 2. 14	0978-33-3433	特になし。
輪島商工会議所	H19. 3. 19	0768-22-7777	特になし。
鶴岡商工会議所	H19. 3. 19	0235-24-7711	特になし。
朝倉商工会議所	H19. 3. 19	0946-22-3835	特になし。
財団法人（５法人）			
（財）足立区勤労者福祉サービスセンター	H9. 5. 30	03-3838-3586	特になし。
（財）諏訪湖勤労者福祉サービスセンター	H10. 12. 25	0266-24-3010	特になし。
（財）富士市勤労者福祉サービスセンター	H10. 12. 25	0545-55-2892	特になし。
（財）長野市勤労者共済会	H11. 12. 24	026-237-8310	特になし。
（財）堺市中小企業勤労者福祉サービスセンター	H12. 12. 27	072-221-6700	特になし。
社団法人（２法人）			
社団法人生野産業会	H16. 3. 15	06-6757-2551	特になし。
社団法人此花工業会	H18. 12. 20	06-6468-0781	特になし。
商工会（１７法人）			
南風原町商工会	H10. 7. 23	098-889-6121	特になし。
北条商工会	H10. 12. 25	089-993-0567	特になし
香美市商工会	H14. 6. 12	0887-53-4111	特になし。
南房総市朝夷商工会	H15. 2. 24	0470-44-1331	特になし。
逗子商工会	H15. 2. 24	0468-73-2774	特になし。
西そのぎ商工会	H16. 3. 26	095-882-2240	特になし。
北谷町商工会	H17. 3. 15	098-936-2100	特になし。
嘉手納町商工会	H17. 3. 15	098-956-2810	特になし。
辰野町商工会	H17. 3. 15	0266-41-0258	特になし
鴨川市鴨川商工会	H17. 3. 25	0470-92-0320	特になし。
白馬商工会	H17. 3. 25	0261-72-5101	特になし。
紀北町商工会	H18. 3. 1	0597-32-0519	特になし。
袖ヶ浦商工会	H18. 3. 1	0438-62-0539	特になし。
増田十文字商工会	H18. 3. 1	0182-42-0406	特になし。

寒河江市商工会	H18. 3. 20	0237-86-1211	特になし。
泉南市商工会	H18. 12. 20	072-483-6365	特になし。
名護市商工会	H19. 3. 19	0980-52-4243	特になし。